

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

訓令 甲

○特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する

訓令

告 示

○地籍調査事業計画の策定

○国土調査の成果の認証

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

○特定計量器の定期検査の実施

○土地改良区清算人の退任の届出

○北上川(二)圏域河川整備計画の変更の公表

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

公 告

○開発行為に関する工事の完了(八件)

選挙管理委員会

○政治資金規正法第十九条の十六の規定による少額領収書等の写しの開示

に関する規程の一部を改正する告示

訓令 甲

○宮城県訓令甲第十七号

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年九月二十六日

ページ

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程(昭和六十年宮城県訓令甲第九号)の一部を次のように改正する。

第八条中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「薬事法(二)を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(二)に改める。

第十条中「母子福祉」の下に「、父子福祉」を加え、「知的障害者福祉」を削る。

附 則

この訓令中第十条の改正規定は平成二十六年十月一日から、第八条の改正規定は同年十一月二十五日から施行する。

告 示

○宮城県告示第七百九十五号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、平成二十六年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成二十六年九月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行う者の名称及び調査区域

名 称	調 査 区 域
白石市	大平森合字内田前等四十五単位区域 大平森合字鷲山等六単位区域 上久保一単位区域 福岡蔵本字下り川一番等八単位区域 福岡蔵本字愛宕山①等二十単位区域 福岡蔵本字愛宕山②一単位区域 郡山蔵本字中川原一単位区域 郡山字穴ノ前等四十一単位区域
大崎市	古川清滝字笹森等十一単位区域 古川清滝字逆沢等二単位区域
川崎町	大字今宿字上ノ台等四単位区域 大字今宿字向鹿山等三単位区域 大字小野字黒森山等一部三単位区域 大字今宿字岩下山等四単位区域 大字今宿字岩下等四単位区域 大字今宿字業師堂等一部四単位区域

二 調査期間

地籍調査費負担金交付決定の日から平成二十七年三月三十一日まで

○宮城県告示第七百九十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

平成二十六年九月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称

白石市

二 調査を行った時期

平成二十四年度から平成二十五年度まで

三 成果の名称

白石市の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

白石市大平中目字穴田前等三十九単位区域

五 認証年月日

平成二十六年九月十七日

○宮城県告示第七百九十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十六年九月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四一〇三〇〇一〇七	アリスサポート塩釜塩竈市旭町十八番十三号	同行援護	アリスサポート株式会社	平成二十六年九月三十日
○四一一五〇〇一五〇	アリスサポート古川大崎市古川字上古川百四十五番	同行援護	アリスサポート株式会社	平成二十六年九月三十日
○四一一五〇〇四三二	広域介護サービス田尻大崎市田尻沼部字富	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	株式会社宮城登米広域介護サービス	平成二十六年九月三十日

○四一二八〇〇〇四七

岡浦二十五番地三	公益財団法人宮城厚生協会なかにいださつぎヘルパーステーション 加美郡加美町字矢越三百四十五番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	公益財団法人宮城厚生協会	平成二十六年九月三十日
----------	--	------------------------	--------------	-------------

○宮城県告示第七百九十八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十六年九月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十六年十一月四日	岩沼市 中 央	午前十時から 午後三時まで	岩沼市旧勤労青少年ホーム
同 十一月五日	岩沼市 玉浦・千貫	午前十時から 午後三時まで	岩沼市旧勤労青少年ホーム

○宮城県告示第七百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、大和町吉田土地改良区清算人の退任について、次のとおり届出があった。

平成二十六年九月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十六年九月十六日	鴉 橋 浩 之	黒川郡大和町吉田字入生田上六十	清算人
平成二十六年九月十六日	小 野 誠 一	黒川郡大和町吉田字八志田一	清算人
平成二十六年九月十六日	本 田 昭 吾	黒川郡大和町吉岡字館下七十四	清算人
平成二十六年九月十六日	佐 藤 良 一	黒川郡大和町吉田字中田三十一	清算人
平成二十六年九月十六日	菅 原 三 千 男	黒川郡大和町吉岡南二丁目十一二	清算人

公 告

平成二十六年九月十六日	堀 籠 稔	黒川郡大和町吉田字田久根前九一	清算人
平成二十六年九月十六日	堀 籠 幸 夫	黒川郡大和町吉田字南五福院一四	清算人
平成二十六年九月十六日	堀 籠 博 司	黒川郡大和町吉田字百目木三十四	清算人
平成二十六年九月十六日	阿 部 浩 一	黒川郡大和町吉田字反町西六十七	清算人

○宮城県告示第八百号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、一級河川北上川水系北上川（二）圏域河川整備計画を変更したので、同条第七項において準用する同条第六項の規定により、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所においてこれを公表する。

平成二十六年九月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第八百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、新田北部土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十六年九月二十六日

宮城県東部地方振興事務所

所 長 正 木 毅

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十六年八月八日	伊 藤 久 雄	登米市迫町新田字大久保百九十三番地	理事

二 退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十六年四月二十八日	及 川 健 一	登米市迫町新田字大形十九番地	理事

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年九月二十六日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
名取市高館熊野堂字五反田百三十九番八

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
仙台市太白区袋原四丁目二十二番七

菊地 貞夫

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年九月二十六日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
黒川郡大衡村大衡字塩浪二十五番十

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
大崎市古川諏訪二丁目十一番十九号 カース・

アイリス二〇一号

小坂 謙

小坂 愛

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年九月二十六日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
黒川郡大衡村大衡字塩浪二十五番十六

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
大崎市三本木新町一丁目八番二十三号

及川 康文

及川 紗千恵

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工

(区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十六年九月二十六日

- 一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

宮城県知事 村 井 嘉 浩
黒川郡富谷町明石台六丁目一番二十一号
福島県郡山市朝日二丁目十八番二号
株式会社ヨークベニマル

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十六年九月二十六日

- 一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

宮城県知事 村 井 嘉 浩
亘理郡亘理町逢隈神宮寺中道七番一及び十七番五の一部並びに同字一郷百五十三番、百五十四番及び百五十七番二の一部(第二工区)
仙台市宮城野区苦竹二丁目七番五号
株式会社森のめぐみ工房

○東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第五十条第二項の規定により都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十六年九月二十六日

- 一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

宮城県知事 村 井 嘉 浩
東松島市宮戸字大柿四番四、同字堂ノ上十一番二、同字鹿島三番一、十一番五、二十六番二、三番一地先の道の一部、同字小室十四番二、十四番二地先の道の一部
東松島市

○東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第五十条第二項の規定により都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域

(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十六年九月二十六日

- 一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

宮城県知事 村 井 嘉 浩
東松島市宮戸字二ツ橋七番、八番三、同字土手下二十八番三、同字西大浜田十四番、二十二番二
東松島市

○東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第五十条第二項の規定により都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十六年九月二十六日

- 一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

宮城県知事 村 井 嘉 浩
東松島市宮戸字横山六番二、同字西権助二番二、同字菖蒲田三十八番二、同字田表四十番二、四十番四
東松島市

選挙管理委員会

○宮城県選挙管告示第百八号
政治資金規正法第十九条の十六の規定による少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。
平成二十六年九月二十六日

宮城県選挙管理委員会
委員長 菊 地 光 輝
改正する告示
政治資金規正法第十九条の十六の規定による少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を

政治資金規正法第十九条の十六の規定による少額領収書等の写しの開示に関する規程(平成二十二年宮選挙管告示第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第五条見出し中「提出命令期間」を「提出命令期間」に改め、同条中「者は」の次に、「政治資金規正法施行規則(昭和五十年自治省令第十七号)第十四条の二の五第一項又は第二項の規定により」を加え、「別記様式第四号」を「別記様式第四号(その一)又は別記様式第四号(その二)」に、「提

出命令期限」を「提出命令期間」に改める。

第六条見出し中「提出期限」を「提出期間」に改める。

第九条見出し中「期限」を「期間」に改める。

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第1号（第2条関係）

少額領収書等の写しに係る開示請求書

年 月 日

宮城県選挙管理委員会委員長 殿

氏名又は名称：（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）

住所又は居所：（法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地）

〒

連絡先：（連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡先の住所、氏名、電話番号）

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第3項の規定により、下記のとおり少額領収書等の写しの開示を請求します。

1 請求する少額領収書等の写し

支出年※1	国会議員関係政治団体の名称	支出項目※2

※1 支出年欄には、開示請求しようとする少額領収書等の写しに係る支出がされた年を記入してください。

※2 支出項目欄には、下記の①～⑨の支出項目のうち、開示を求める項目の番号を記入してください。

①光熱水費 ②備品・消耗品費 ③事務所費

④組織活動費 ⑤選挙関係費 ⑥機関紙誌の発行その他の事業費 ⑦調査研究費 ⑧寄附・交付金 ⑨その他の経費

(裏面)

2 開示請求の理由・目的

(開示請求の理由・目的をできるだけ具体的に記載してください。)

3 求める開示の実施方法等 (開示の実施方法の申出の際にも選択することができます。)

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付

<希望の実施日>

イ 写しの送付を希望する。

※求める写しの交付方法は、複写機により白黒で複写したものの交付によります。

※この欄は記入しないでください。

備 考	
-----	--

別記様式第二号を次のように改める。

別記様式第2号（第3条関係）

宮 選 管 第 号
年 月 日

(国会議員関係政治団体)
会 計 責 任 者 様

宮城県選挙管理委員会委員長 印

少額領収書等の写しに係る提出命令について（通知）

貴国会議員関係政治団体 年分収支報告書に係る少額領収書等の写し（政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第12条第2項の規定により提出すべき領収書等の写しに係る支出以外の支出に係る領収書等の写し）について、法第19条の16第3項の規定による開示請求があったので、法第19条の16第5項の規定により提出いただきますようお願いいたします。

1 開示請求内容

年分収支報告書に係る少額領収書等の写し（ ）

2 少額領収書等の写しについて

少額領収書等の写しとは、人件費以外の経費で1件1万円以下の支出に係る領収書等の写しのことです。

なお、領収書等を徴し難い事情があったときは、その旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した書面（「領収書等を徴し難かった支出の明細書1」）又は当該支出の目的を記載した書面及び振込明細書の写しを提出する必要があります。

3 提出の方法（別記様式第3号参照）

(1) 初めて提出する場合

上記1に係る少額領収書等を複写機により日本工業規格A列4番の用紙に複写し、支出がされた年、支出項目ごとに分類して、提出命令があった日（この通知が貴国会議員関係政治団体に到達した日）から20日以内に提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出命令があった日から20日以内に、宮城県選挙管理委員会に到着する必要がありますので、余裕を持って郵送等していただきますようお願いいたします。

(2) 支出がないとき又は既に提出している場合

上記1に係る少額領収書等の写しに係る支出がないとき又は同一の少額領収書等の写しを既に提出している場合は、その旨を通知いただきますようお願いいたします。

(裏面)

別記様式第三号を次のように改める。

(3) 開示請求内容と同一の通知を受け、それに係る少額領収書の写しを提出されていない場合 今回の通知以前に、上記1に掲げる開示請求内容と同一の通知を受け、それに係る少額領収書の写しをまだ提出されていない場合は、同一の少額領収書の写しを2部提出していただく必要はなく、先の通知に係る少額領収書の写し1部を提出すれば足りるものであり、今回の通知に対しては、同一の少額領収書の写しを既に提出している旨、通知いただきますようお願いいたします。

4 提出期間の延長

事務処理上の困難その他正当な理由があり、提出命令があった日から20日以内に提出できない場合は、提出期間の延長を求められます。

提出期間の延長を求めるときは、提出命令があった日から20日以内に、延長を求めると期間(30日)及び延長しなければならない正当な事由を記載した書面(別記様式第4号(その1)参照)を提出してください。提出命令があった日から50日以内に全ての少額領収書の写しを提出することが事務処理上困難な事情がある場合には、提出命令があった日から20日以内に、当該少額領収書の写しの全てを提出するため必要な最小限度の期間(31日以上60日以内)及び当該特別な事情を記載した書面(別記様式第4号(その2)参照)を提出してください。(提出対象の一部を既に提出済みである場合にはその旨も記載してください。)

なお、提出期間の延長があった場合は、開示請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由が通知されます。

5 期間内に提出されない場合

提出命令に違反して、少額領収書の写しを提出されない場合は、法第19条の16第16項の規定により、宮城県選挙管理委員会委員長はその旨を開示請求者に通知するとともに、提出されるまでの間、その旨並びに貴国会議員関係政治団体の名称及び主たる事務所の所在地等がインターネットにより公表されることとなります。

※担当課：宮城県選挙管理委員会事務局

所在地：〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

T E L : 022-211-2343 F A X : 022-211-2299

別記様式第3号 (第4条関係)

年 月 日

宮城県選挙管理委員会委員長 殿

国會議員関係政治団体の名称

会計責任者の氏名

少額領収書等の写しに係る提出について(通知)

「少額領収書等の写しに係る提出命令について(通知)」(年 月 日付け宮選挙第 号)により通知のあったことについて、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第6項の規定により、下記のとおり通知します。

- 下表のとおり、少額領収書等の写しを提出する。
(該当する支出項目ごとに提出するA4用紙の枚数を記入してください。)

支 出 項 目	提 出 枚 数
①光熱水費	枚
②備品・消耗品費	枚
③事務所費	枚
④組織活動費	枚
⑤選挙関係費	枚
⑥機関紙誌の発行その他の事業費	枚
⑦調査研究費	枚
⑧寄附・交付金	枚
⑨その他の経費	枚
合計	枚

- 少額領収書等の写しに係る支出がない。
- 同一の少額領収書等の写しを既に提出している。
(年 月 日提出済)

<記載要領>

別記様式第3号は、次の場合に提出してください。

- ・少額領収書等の写しを提出する場合
- ・少額領収書等の写しに係る支出がない場合
- ・同一の少額領収書等の写しを既に提出している場合

1 本文中「(年 月 日付け宮選挙第 号)」の空欄には、少額領収書等の写しに係る提出命令の通知文の右上段の文書番号及び日付を記入してください。

2 該当する項目の□欄にチェックするとともに、下記の事項を記入してください(複数の項目に該当する場合は、そのすべての項目にチェック及び記入してください)。

- 少額領収書等の写しを提出する場合
提出命令があった少額領収書等をA4用紙に複写し、支出年及び支出項目ごとに分類して、該当する枚数欄に当該用紙の枚数を記入してください。
なお、1枚のA4用紙に支出項目が異なる複数の少額領収書等が写っている場合は、それぞれの支出項目ごとに1枚と数えてください。この場合は、当該項目の欄外に「重複あり」と記載し、計欄には、提出する実際のA4用紙の枚数を記入してください(この場合は、各支出項目の合計枚数が計欄の枚数よりも多くなりえます)。また、支出項目ごとに表紙などを付けて提出される場合は、その枚数も各支出項目の枚数に含めてください。
 - 少額領収書等の写しに係る支出がない場合
提出命令があった支出項目すべてについて、該当する少額領収書等の写しに係る支出がない場合は、□欄にチェックしてください。
 - 同一の少額領収書等の写しを既に提出している場合
提出した年月日を記入してください。一部の支出項目のみ提出していた場合は、欄外に提出済みの支出項目の番号を記載してください。
なお、同一の少額領収書等の写しを再度送付する必要はありません。
- 3 本様式の記載方法等について御不明な点等ございましたら、下記までお問合せください。

※担当課：宮城県選挙管理委員会事務局

所在地：〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL：022-211-2343 FAX：022-211-2299

別記様式第四号を別記様式第四号（その二）とし、次のように改め、別記様式第四号様式の次に次の一様式を加える。

別記様式第4号（その1）（第5条関係）

年 月 日

宮城県選挙管理委員会委員長 殿

国会議員関係政治団体の名称

会 計 責 任 者 の 氏 名

少額領収書の写しに係る提出期間の延長について（通知）

「少額領収書の写しに係る提出命令について（通知）」（ 年 月 日付け宮選挙第 号）により通知のあったことについて、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第7項及び第8項並びに政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）第14条の2の5第1項の規定により、提出期間の延長を申し上げます。

1 延長を求めめる期間 30日間

2 命令があった日 年 月 日
うち、支出項目 については提出済み（ 年 月 日）

3 延長を求めめる理由

(1) 選挙期間中であるため（第1号に該当）

- ・公職の候補者の氏名 _____
- ・選挙の種類
- 衆議院議員総選挙 参議院議員通常選挙
- その他（以下に具体的に記載してください。）

(2) 提出期間を延長することにつき正当な事由があるため（第2号に該当）
（以下に提出期間を延長しなければならない正当な事由を具体的に記載してください。）

＜記載要領＞

別記様式第4号（その1）は、提出期間の延長を求める場合に提出してください。
 提出命令があった日から20日以内に当該命令に係る少額領収書等の写しを提出することができない場合は、当該期間内に、下記(1)又は(2)を理由として30日間の延長を求めることができます。

(1) 提出命令があった日から20日以内の期間が、貴国會議員関係政治団体の公職の候補者に係る選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日までの期間にかかるとき。
 (2) 少額領収書等の写しが著しく大量であるため事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるときその他の提出期間を延長することにつき正当な事由があるとき。

- 本文中「（ 年 月 日付け宮選管第 号）」の空欄には、少額領収書等の写しに係る提出命令の通知文の右上段の文書番号及び日付を記入してください。
- 「延長を求める期間」欄については、総務省令で定める相当の期間を掲載しています。上記(1)または(2)に該当する場合は、30日間延長を求めることができます。
- 「命令があった日」欄については、宮城県選挙管理委員会委員長から発出した「少額領収書等の写しに係る提出命令」の通知が、貴国會議員関係政治団体に到達した日を記入してください。対象となる少額領収書等の写しの一部について既に提出済みの場合は、下段に提出した支出項目と提出年月日を記入してください。
- 「延長を求める理由」欄については、該当する理由(1)又は(2)の□欄にチェックするとともに、下記の事項を記載してください。なお、本通知に記載いただいた理由は、そのまま複写して開示請求者に通知します。
 (1)の場合は、公職の候補者の氏名を記載し、選挙の種類をチェック又は記載してください。
 (2)の場合は、提出期間を延長しなければならない正当な事由（20日間で提出することが困難な状況の説明等）を記載してください。
- 本様式の記載方法等について御不明な点等ございましたら、下記までお問合せください。

※担当課：宮城県選挙管理委員会事務局
 所在地：〒980-8570
 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
 TEL：022-211-2343 FAX：022-211-2299

別記様式第4号（その2）（第5条関係）

年 月 日

宮城県選挙管理委員会委員長 殿
 国會議員関係政治団体の名称 _____
 会 計 責 任 者 の 氏 名 _____

特別な事情による少額領収書等の写しに係る提出期間の延長について（通知）

「少額領収書等の写しに係る提出命令について（通知）」（ 年 月 日付け宮選管第 号）により通知のあったことについて、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第7項及び第8項並びに政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）第14条の2の5第2項の規定により、提出期間の延長を申し上げます。

- 延長を求める期間 _____ 日間
 （31日以上60日を超えない範囲内において当該少額領収書等の写しの全てを提出するため必要な最小限度の期間）
- 命令があった日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 うち、支出項目 _____ については提出済み（ _____ 年 _____ 月 _____ 日）
- 延長を求める理由
 提出命令があった日から50日以内に全ての少額領収書等の写しを提出することが事務処理上困難な特別な事情があるため
 （当該特別な事情）

＜記載上の注意＞
 当該特別な事情は、50日以内に全ての少額領収書等の写しを提出することが困難な事情を具体的かつ客観的に記載してください。また、当該事情を踏まえて延長を求める期間（提出するために必要な最小限度の期間）の根拠も併せて記載してください。

〈記載要領〉

別記様式第4号（その2）は、別記様式第4号（その1）による30日間の提出期間の延長では提出が困難な特別な事情がある場合に、全ての少額領収書等の写しを提出するため必要な最小限の期間（60日以内）の延長を求めるときに使用してください。
 なお、延長の申出は、提出命令があった日から20日以内に行う必要があります。
 また、別記様式第4号（その1）による30日間の延長では提出が困難なことを明示していただくため、当該特別な事情を具体的かつ客観的に記載していただくとともに、当該特別な事情を踏まえて延長を求めるときの根拠も併せて記載していただく必要があります。

別紙様式第五号を別記様式第五号とし、次のように改める。

- 1 本文中「（ 年 月 日付け宮選挙第 号）」の空欄には、少額領収書等の写しに係る提出命令の通知文の右上段の文書番号及び日付を記入してください。
- 2 「延長を求めるときの期間」欄については、提出命令があった日から50日以内に全ての少額領収書等の写しを提出することが事務処理上困難な特別な事情を踏まえて延長を求めるときの期間（31日以上60日を超えない範囲内において当該少額領収書等の写しの全てを提出するため必要な最小限の期間）を記入してください。
- 3 「命令があった日」欄については、宮城県選挙管理委員会委員長から発出した「少額領収書等の写しに係る提出命令」の通知が、貴国会議員関係政治団体に到達した日を記入してください。対象となる少額領収書等の写しの一部について既に提出済み場合は、下段に提出した支出項目と提出年月日を記入してください。
- 4 「延長を求めるときの理由」欄については、提出命令があった日から50日以内に全ての少額領収書等の写しを提出することが事務処理上困難な特別な事情を具体的かつ客観的に記載してください。また、当該特別な事情を踏まえて延長を求めるときの期間（当該少額領収書等の写しの全てを提出するため必要な最小限の期間）の根拠も併せて記載してください。
 なお、本通知に記載いただいた理由は、そのまま複写して開示請求者に通知します。
- 5 本様式の記載方法等について御不明な点等ございましたら、下記までお問合せください。

※担当課：宮城県選挙管理委員会事務局
 所在地：〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
 TEL：022-211-2343 FAX：022-211-2299

別記様式第5号 (第6条関係)

宮 選 管 第 号
年 月 日

(開示請求者) 様

宮城県選挙管理委員会委員長 印

少額領収書等の写しに係る提出期間の延長について (通知)

年 月 日付けの 国会議員関係政治団体 年分収支報告書に係る少額領収書等の写しの開示請求については、下記のとおり、政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第19条の16第7項及び第8項の規定により、 国会議員関係政治団体から提出期間の延長の申出がありましたので、同条第9項の規定により通知します。

1 開示請求のあった国会議員関係政治団体の名称

2 延長後の期間 (延長した期間)

3 延長の理由

別紙様式第六号を別記様式第六号とし、次のように改める。

※担当課：宮城県選挙管理委員会事務局

所在地：〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

T E L : 022-211-2343 F A X : 022-211-2299

別記様式第6号（第7条関係）

宮 選 管 第
年 月 日 号

少額領収書等の写しに係る開示決定等通知書

(開示請求者) 様

宮城県選挙管理委員会委員長 印

年 月 日付けで請求のありました国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しについて、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第11項及び第12項の規定により、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

1 開示する国会議員関係政治団体の名称

2 不開示とした部分とその理由

(1) 不開示とした部分

(2) 不開示とした理由

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、総務大臣に対して審査請求をすることができまます。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法

開示請求書で希望された方法によるほか、下表に記載した方法によることも可能です。また、

種類、数量等については、下表をご覧ください。

種類・数量等	開示の実施の方法	算定基準（宮城県手数料条例第2条）	開示の実施を受けた場合の額
A4判文書 枚	①閲覧 ②複写機により白黒で複写したものの交付 ③スキャナにより電子化したFDに複写したものの交付 ④スキャナにより電子化したCD-Rに複写したものの交付 ⑤スキャナにより電子化したDVD-Rに複写したものの交付	手数料なし 用紙1枚につき10円 FD1枚につき20円に、文書1枚ごとに10円を加えた額 CD-R1枚につき50円に、文書1枚ごとに10円を加えた額 DVD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	- 円 円 円

(2) 開示の実施の申出

開示の実施を受けるためには、政治資金規正法施行令（昭和50年政令第277号）第11条第2項の規定により、本通知を受け取った日から30日以内に、同封した「少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書」を下記担当課等までご提出ください。

(3) 事務所における開示を実施することができる日時、場所（開示の実施の申出ができる期間とは異なりますのでご注意ください。）

期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日、年末年始を除く。）
時間： 8：30～12：00、13：00～17：15
場所：宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県行政庁舎3階 宮城県選挙管理委員会事務局

※ 上記以外の日時における開示の実施をご希望の場合は、下記担当課までご連絡ください。

(4) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送料（見込み額）
日数：「少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定
送料（見込み額）：通常郵便物（定形外） gまで 円（用紙に複写したものを交付する場合）

※担当課：宮城県選挙管理委員会事務局

所在地：〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL：022-211-2343 FAX：022-211-2299

別紙様式第七号を別記様式第七号とし、次のように改める。

別記様式第七号（第8条関係）

宮 選 管 第 号

年 月 日

（開示請求者） 様

宮城県選挙管理委員会委員長 印

少額領収書等の写しに係る不開示決定通知書

年 月 日 付 け の 国 会 議 員 関 係 政 治 団 体 年 分 収 支 報 告 書 に 係 る 少 額 領 収 書 等 の 写 し の 開 示 請 求 に つ い て 、 政 治 資 金 規 正 法 （ 昭 和 23 年 法 律 第 194 号 ） 第 19 条 の 16 第 12 項 の 規 定 に よ り 、 下 記 の と お り 、 開 示 し な い こ と と 決 定 し ま し た の で 通 知 し ま す 。

1 不開示決定した国会議員関係政治団体の名称

2 不開示とした理由

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、総務大臣に対して審査請求をすることができま す。また、この決定の取消しを求め る訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができま す。

※担当課：宮城県選挙管理委員会事務局

所在地：〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

T E L : 022-211-2343 F A X : 022-211-2299

別紙様式第八号を別記様式第八号とし、次のように改める。

別記様式第 8 号 (第 9 条関係)

宮 選 管 第 号
年 月 日

(開示請求者) 様

宮城県選挙管理委員会委員長 印

少額領収書等の写しに係る開示決定等の期間の延長について (通知)

年 月 日付けの 国会議員関係政治団体 年分収支報告書に係る少額領収書等の写しの開示請求については、下記のとおり、政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第19条の16第13項の規定により、開示決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

1 開示請求のあった国会議員関係政治団体の名称

2 延長後の期間

3 延長の理由

※担当課：宮城県選挙管理委員会事務局

所在地：〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

T E L : 022-211-2343 F A X : 022-211-2299

別紙様式第九号を別記様式第九号とし、次のように改める。

別記様式第九号（第9条関係）

宮 選 管 第
年 月 日

（開示請求者） 様

宮城県選挙管理委員会委員長 印

少額領収書等の写しに係る開示決定等の期間の延長について（通知）

年 月 日付けの 国会議員関係政治団体 年分収支報告書に係る少額領収書等の写しの開示請求については、下記のとおり、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第14項の規定により、開示決定等の期間を延長することとしたので通知します。

1 期間の延長を行う国会議員関係政治団体の名称

2 政治資金規正法第19条の16第14項の規定を適用することとした理由

3 開示決定等の期限
（ 月 日）
日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に記載する時期までに開示決定等する予定です。）
月 日（ ）

※担当課：宮城県選挙管理委員会事務局

所在地：〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL：022-211-2343 FAX：022-211-2299

別記様式第十号を次のように改める。

別記様式第10号（第10条関係）

年 月 日

少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書

宮城県選挙管理委員会委員長 殿

氏名又は名称
住所又は居所
連絡先電話番号

政治資金規正法施行令（昭和50年政令第277号）第11条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

1 少額領収書等の写しに係る開示決定通知書の番号等

日 付： 年 月 日
文書番号：宮選管第 号

2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものの番号に○印を付してください。

国会議員関係政治団体の名称		種類・量
実 施 の 方 法		
1 閲覧	1 全部 2 一部 ()	
2 複写機により白黒で複写したものの交付	1 全部 2 一部 ()	
3 スキャナにより電子化しFDに複写したものの交付	1 全部 2 一部 ()	
4 スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付	1 全部 2 一部 ()	
5 スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付	1 全部 2 一部 ()	

3 手数料の計算方法

次の計算表をもとに上記の求める開示の実施方法にて選択した開示実施手数料を計算してください。

実 施 の 方 法 (a)	算定基準（宮城県手数料条例第2条） (b)	左の実施方法で開示を希望する文書量 (c)	b欄とc欄をもとに算出した額 基本額 (d)
1 閲覧	手数料なし		-
2 複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円		円
3 スキャナにより電子化しFDに複写したものの交付	FD1枚につき20円に、文書1枚ごとに10円を加えた額		円
4 スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付	CD-R1枚につき50円に、文書1枚ごとに10円を加えた額		円
5 スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付	DVD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額		円
		計	円(e)

4 開示の実施を希望する日

年 月 日

5 「写しの送付」の希望の有無 { 有 : 同封する郵便切手の額 円 }
無

手数料 _____ 円	ここに収入証紙をはってください。	(受付印)
--------------------	------------------	-------

※担当課（本書の送付先）

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県選挙管理委員会事務局

別紙様式第十一号を別記様式第十一号とし、次のように改める。

別記様式第十一号 (第12条関係)

宮 選 管 第
年 月 日 号

(開示請求者) 様

宮城県選挙管理委員会委員長 印

国会議員関係政治団体の会計責任者が少額領収書等の写しを提出
しなかつた旨について (通知)

年 月 日 付 け の 国 会 議 員 関 係 政 治 団 体 年 分 収 支 報 告 書 に 係 る 少
額 領 収 書 等 の 写 し の 開 示 請 求 に つ い て , 当 該 国 会 議 員 関 係 政 治 団 体 从 提 出 期 間 内 に 提 出 さ れ ま せ
ん で し た の で , 政 治 資 金 規 正 法 (昭 和 2 3 年 法 律 第 1 9 4 号) 第 1 9 条 の 1 6 第 1 6 項 の 規 定 に よ り 通 知 し ま す 。

※担当課：宮城県選挙管理委員会事務局

所在地：〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

T E L : 0 2 2 - 2 1 1 - 2 3 4 3 F A X : 0 2 2 - 2 1 1 - 2 2 9 9

附 則

この告示は、平成二十六年九月二十六日から施行する。